

広島県告示第千二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和五年十一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

徳市津口線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
世羅郡世羅町大字津口字大仙二八一番一地从先から 世羅郡世羅町大字津口字定光地谷一〇二八番六地先まで	三・五〇～一 六・八〇	三・五〇～二 三・八〇	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)  備 考
	二〇三・六〇	二〇三・六〇	